|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　１　巡回相談指導事業による伴走型支援の実施（１）ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する路上生活に至ることの防止に資する支援 |
| 実施計画内容 | 〇市町村への相談を経て、一時生活支援事業の利用につながるなど、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対し、福祉事務所、自立相談支援機関、公共職業安定所などの関係機関と連携し、生活上の相談、居住確保、就労に係る助言などの支援を行い、路上生活に至ることの防止を図ります。〇また、保健医療施策の活用に係る助言や多重債務など専門的な相談に係る問題については、保健師や弁護士などの専門職との連携や、専門の相談機関の紹介を通してその解決を図り、安定した居宅生活への移行を支援します。 |
| （1）事業実績 | 〇巡回相談指導事業では、福祉事務所等と連携して、居住確保のための同行支援等を行った。また、一時生活支援事業による支援の終了後に生活保護の適用を受けない者については、居住場所を管轄する自立相談支援機関に対して、本人同意のうえ支援に必要な情報を提供して、路上生活に至ることの防止を図った。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇巡回相談指導を行っており、同行支援などの対応がしやすい。本人自身では居宅探しや生活準備が困難な場合にきめ細かな支援が可能となり、居住確保につながっているため、路上生活に至ることを防止し、安定した居宅生活へ移行している。 |
| （3）課題・問題点 | 〇関係機関が多岐に渡り、実施主体が不明確となったため、支援方針や情報の共有ができないことがあった。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇引き続き、自立相談支援機関や関係機関と連携し、支援方針や情報の共有をし、本人の状態に応じたきめ細かな支援を実施する。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　１　巡回相談指導事業による伴走型支援の実施（２）路上生活に至った者の早期把握 |
| 実施計画内容 | 〇施設管理者との情報交換を密に行うとともにホームレスの自立支援に関する制度及び窓口の情報を提供するなど連携体制をより強化します。また、地域住民や関係機関と連携、協力し、新たに路上生活に至った者などホームレスに関する情報の早期把握に努めます。〇路上生活に至った者を新たに把握した場合には、関係機関との連携体制を速やかに整え、早期の段階で自立支援につながるよう努めます。 |
| （1）事業実績 | 〇ホームレスが起居する公園や道路、河川等を所管する国や大阪府、市町村の施設管理者、道路や電鉄の民間企業等と情報交換を行い、早期の段階での自立支援につなげた。　 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇起居する場所を移動するホームレスもいることから、ひとつの自治体ではなく、協議会として広域で巡回相談指導事業を実施しているため、早期把握につながっている。 |
| （3）課題・問題点 | 〇地域でホームレスがいつ発生するかわからないため、速やかに連携体制を整えることができるよう、定期的な情報交換が重要である。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇施設の適正な利用の観点から、施設管理者がホームレスに対し、退去指導を行うこともある。このため、より早期の段階でのホームレスへの自立支援策が必要となるため、引き続き、施設管理者との連携強化に努める。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　１　巡回相談指導事業による伴走型支援の実施（３）ホームレスの状況及びニーズの把握 |
| 実施計画内容 | 〇ホームレスとの継続的な面談により、個々の状況やニーズの把握を行います。〇路上生活が長期に及ぶ者や、路上生活からの脱却を望まない者、社会との関わりを望まない者に対しては、粘り強い相談活動を通じて信頼関係を構築し、その状況やニーズの把握に努めます。〇施設管理者などの関係機関と情報交換を行い、ホームレスの状況把握に努めます。また、健康状態の悪化や災害などの緊急時に適切な支援につなぐことができるよう、施設管理者等関係者と連携した見守り支援を継続します。 |
| （1）事業実績 | 〇路上生活の継続を希望する者や路上期間が長期化しているホームレスについては、巡回相談指導事業による継続的な訪問の実施により、信頼関係を築き、健康状態の悪化など困ったときの医療相談や施設入所、地域生活への移行につなげている。〇災害の前後については、巡回をして安全に関する助言や安否の確認をして、緊急時に適切な支援につなぐことができるよう対応した。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇継続的に訪問することにより、体調や意向の変化からニーズを把握して、地域生活への移行につながっている。〇また、災害を機に、安定した生活への助言を行うことができている。 |
| （3）課題・問題点 | 〇ホームレスの高齢化が進んでいるため、体調の悪化や認知症発症の疑いのあるケースが多くみられる。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇引き続き、継続的な面談等により、個々の状況やきめ細かいニーズの把握に努める。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　１　巡回相談指導事業による伴走型支援の実施（４）ホームレス個々の状況やニーズを踏まえた支援方策の検討 |
| 実施計画内容 | 〇ホームレスの多くは、社会的、経済的及び個人的要因が複合的に重なり合った課題を抱えているため、個々のケースごとに、関係機関や専門職との連携を図り、状況やニーズを踏まえた支援方策を検討します。 |
| （1）事業実績 | 〇巡回相談指導事業では、次のとおり専門職による個別支援を行い、支援方策を検討した。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇複合的な課題について、様々な機関や職種の視点から、ホームレスの理解や問題解決のための支援方策の検討をすることができた。 |
| （3）課題・問題点 | 〇特になし。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇医療に関わる相談が多いことから、専門職との連携を図り、支援方策の検討に活用していく。〇弁護士・司法書士による相談は、ホームレスへの人権侵害問題が発生した場合や多重債務問題に関係することから、今後も継続して実施する。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　１　巡回相談指導事業による伴走型支援の実施（５）ホームレス個々の支援方策を踏まえた自立支援の実施 |
| 実施計画内容 | 〇福祉事務所、自立相談支援機関、保健所・医療機関などの関係機関、社会福祉法人やＮＰＯ等民間団体と連携、協力し、ホームレスの路上生活からの脱却及び自立に向け、個別のニーズに応じた伴走型支援を実施します。〇保健師や精神保健福祉士などの専門職の同行による健康相談、保健指導を定期的に行い、ホームレスの健康維持、清潔な衛生状態の保持、心身の疾病や障がいの可能性などの早期発見に努めます。また、受診を要するホームレスを把握した場合、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。）の紹介など情報提供を行うとともに、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所などの関係機関と連携し、必要な治療を受けることができるよう、医療機関への受診につなげます。〇多重債務や人間関係のトラブルなど様々な問題を抱え、専門職の援助を必要とするホームレスが多く把握されていることから、弁護士などの法律相談や、自立相談支援機関を通じて法テラスなど専門の相談機関を紹介するなどにより、課題の解決を図ります。〇女性や児童を伴うホームレスに対しては、福祉事務所、自立相談支援機関、婦人相談所、児童相談所などの関係機関と連携し、性別や年齢に配慮したきめ細やかな支援を行います。〇社会との関わりを望まないホームレスに対しては、ホームレス自らが自立生活をめざすことができるよう、個々の事情に対応した粘り強い相談支援を継続的に行うとともに、必要に応じ保健師や精神保健福祉士などが同行する相談支援を行います。また、保健所や専門の相談機関と連携、協力し、社会的関係の回復をめざした支援を行います。 |
| （1）事業実績 | 〇巡回相談指導事業では、次のとおり相談支援及び専門職による個別支援を行った。〇次のとおり関係機関との連携を行った。〇女性相談センターにおけるホームレスの一時保護件数は、令和元年度２件、令和２年度３件、令和３年度２件、令和４年度１件であり、関係機関との連携や社会資源等に関する情報提供等を通じた自立支援を行った。子ども家庭センターにおいては、児童を伴うホームレスに対し、児童の一時保護や施設入所等について説明するとともに、虐待の可能性がある場合は職権による一時保護を検討するなど、適切に対応した。〇社会との関わりを望まないホームレスに対しては、定期的な訪問をし、生活上の相談・助言等を行った。丁寧な関わりをしたため、聞き取りを拒否されることは少なく、信頼関係を構築することができた。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇専門職と連携して、多様な課題を抱えるホームレスの個々の状況に応じた支援をした。○福祉事務所や施設管理者と連携し、医療機関につなぐことができたが、受診調整に時間を要したケースもあった。〇関係機関との情報交換や同行訪問を行った。また、専門機関の相談につなぐ等、ホームレスの個々の状況やニーズに応じたきめ細かな支援を行った。〇女性や児童をともなうホームレスに対し、生活保護による住宅設定や救護施設等への入所支援など、自立支援につなげた。〇定期的な訪問がホームレスとの関係の構築につながっている。中には関わりを拒否する者もいるが、巡回をすることで関わりをもつことができている。 |
| （3）課題・問題点 | 〇きめ細かな支援を実施するには、生活困窮者自立支援制度の支援調整会議などによる関係機関との情報共有や支援方策の検討をする支援体制の構築が必要である。○円滑に医療の確保ができるよう、医療機関の情報を把握することが課題である。〇女性のホームレスの住宅設定や入所支援の調整にあたり、通知等の解釈により措置元（実施主体）の判断が異なり、その結果、支援が十分に受けられない事象が発生することが課題である。〇令和６年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるが、困難な問題を抱える女性の中には、配偶者等の家族からの暴力被害や性暴力被害からホームレスとなることを余儀なくされる者がいるため、婦人相談所等と連携を深めていくことが課題である。また、令和５年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されたが、性的マイノリティのホームレスについて、個々の事情について配慮することが必要である。〇関係構築をして継続的な支援を行うには、支援者のノウハウの継承が必要である。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇ホームレスの個々の課題に応じたきめ細かな支援を行うため、引き続き、専門職による個別支援を実施する。○ホームレスが必要な治療を受けることができるよう、引き続き、関係機関と連携し、医療機関への受診につなげる。〇困難な問題を抱える女性や性的マイノリティのホームレスを含めて、引き続き、関係機関と連携して支援を行っていく。〇保護を必要とする女性や児童を伴うホームレス等に対しては、福祉事務所、女性相談センター、子ども家庭センター等関係機関と連携し、性別や年齢に配慮したきめ細やかな支援を引き続き行う。〇社会との関わりを望まないホームレスに対しては、引き続き、定期的な訪問と継続的な支援を行っていく。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課福祉部子ども家庭局家庭支援課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　１　巡回相談指導事業による伴走型支援の実施（６）緊急に行うべき援助の実施 |
| 実施計画内容 | 〇健康状態の悪化や事故などにより緊急の援助を必要とする場合は、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所、救急などの関係機関と連携し、医療機関への搬送や受診の同行など、適切な医療の確保を図ります。〇台風や洪水などホームレスに被害の及ぶおそれのある災害時には、施設管理者などの関係機関と連携し、迅速かつ適切な措置を講じます。 |
| （1）事業実績 | ○巡回時に、体調や受診希望について確認をし、状況に応じて、受診の調整等を行った。〇災害時には、早めに巡回相談指導事業者から避難できる支援があることを説明し、被害が及ばないように支援をした。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○福祉事務所や施設管理者と連携し、医療機関につなぐことができたが、受診調整に時間を要したケースもあった。〇施設管理者等との連携、ホームレスとの関係構築ができていたため、台風や災害時に、迅速かつ適切な対応をすることができた。 |
| （3）課題・問題点 | ○健康状態の悪化や事故などにより緊急の援助を必要とする場合に、円滑に医療の確保ができるよう、医療機関の情報を把握することが課題である。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○引き続き、関係機関と連携して、医療の確保を図る。〇災害時は、ホームレスに被害が及ぶ可能性があるため、引き続き施設管理者等の関係機関との連携強化に努める。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　１　巡回相談指導事業による伴走型支援の実施（７）路上生活から脱却した者に対する再び路上生活に戻ることの防止に資する支援の実施 |
| 実施計画内容 | ○路上生活から脱却した者が地域で孤立した生活を営み、再び路上生活に戻ることのないよう、必要に応じ、福祉事務所、自立相談支援機関などの関係機関、社会福祉法人やＮＰＯ等民間団体、民生委員・児童委員やＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー：地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う者）と連携し、見守り支援や相談支援のネットワークを構築します。○大阪市を除く府域においては、地域における個別相談会を定期的に企画し、地域生活上の相談支援を行います。必要に応じ、福祉サービスの紹介や、身近な地域での社会参加・生きがい等に関するプログラムの情報提供、就労に係る助言などを行います。 |
| （1）事業実績 | 〇民生委員・児童委員を対象とした会議等において、ホームレス自立支援施策に関する情報提供を行った。〇福祉事務所等の関係機関への同行をして手続きの支援を行った。また、公共料金の支払いや家計管理、債務、健康等の相談を行い、路上生活からの脱却後の地域生活の支援を行った。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇民生委員・児童委員を対象に情報提供を行ったことにより、委員から巡回相談指導員へ、ホームレス発見の連絡があるなど、ホームレス支援に繋がった。〇関係機関と連携し、地域生活の見守り支援やネットワークの構築ができた。○個別相談会については、ニーズがなかったため、実施しなかった。 |
| （3）課題・問題点 | 〇地域生活へ移行する際は、支援の主体が巡回相談指導事業から他の支援機関に変更となるため、関係機関と連携していくことが必要である。○地域生活上の相談支援の実施方法を見直す必要がある。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇引き続き、関係機関と連携して、見守り支援や相談支援のネットワークを構築する。○今後は、個別相談会としてではなく、個々の状況に応じて、情報提供、就労に係る助言などを行っていく。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　２　保健・医療の確保（１）巡回相談指導事業による健康相談の実施【第４ １（５）ホームレス個々の支援方策を踏まえた自立支援の実施 **第２項目** 再掲】 |
| 実施計画内容 | 〇保健師や精神保健福祉士などの専門職の同行による健康相談、保健指導を定期的に行い、ホームレスの健康維持、清潔な衛生状態の保持、心身の疾病や障がいの可能性などの早期発見に努めます。また、受診を要するホームレスを把握した場合、無料低額診療事業の紹介など情報提供を行うとともに、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所などの関係機関と連携し、必要な治療を受けることができるよう、医療機関への受診につなげます。 |
| （1）事業実績 | 〇巡回相談指導事業では、次のとおり専門職による個別支援を行った。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇専門職と連携して、多様な課題を抱えるホームレスの個々の状況に応じた支援をした。○福祉事務所や施設管理者と連携し、医療機関につなぐことができたが、受診調整に時間を要したケースもあった。 |
| （3）課題・問題点 | ○円滑に医療の確保ができるよう、医療機関の情報を把握することが課題である。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇ホームレスの個々の課題に応じたきめ細かな支援を行うため、引き続き、専門職による個別支援を実施する。○ホームレスが必要な治療を受けることができるよう、引き続き、関係機関と連携し、医療機関への受診につなげる。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　２　保健・医療の確保（２）関係機関の連携による適切な医療の確保 |
| 実施計画内容 | 〇保健・医療の確保に資するため、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所、救急などの関係機関及び巡回相談指導事業の円滑な連携確保に努めます。 |
| （1）事業実績 | 〇巡回相談指導事業では、次のとおり保健師、看護師及び精神保健福祉士が健康相談及び保健指導を行った。また、医療等の関係機関との連携を行った。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇健康状態に不安を抱えるホームレスを中心に、健康相談やバイタルチェックなどを実施することで、疾病などの早期発見につながった。また、健康の維持や衛生状態の保持に関する支援を行い、健康状態の悪化を防いでいる。 |
| （3）課題・問題点 | 〇ホームレスの中には、健康相談やバイタルチェックなどを拒否するケースがあり、健康状態が把握できず、必要と思われる医療機関の受診につながらないという課題がある。また、高齢化に伴った体力の低下や認知症の疑いが見られる場合があり、医療や福祉につなげる支援が課題である。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇引き続き、巡回相談指導事業において、看護師や保健師、精神保健福祉士の同行による健康相談、保健指導、精神保健相談を行う。〇巡回相談指導事業において、受診を要するホームレスを把握した場合には、無料低額診療事業の紹介など情報提供を行うとともに、必要な治療を受けることができるよう、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所などの関係機関と連携し、医療機関への受診につなげていく。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　２　保健・医療の確保（３）結核対策の推進 |
| 実施計画内容 | ○大阪市を除く府域では、平成13年度より検診車を巡回して結核健診を実施してきましたが、ホームレスの減少に伴い受診希望者も減少傾向にあります。しかしながら、受診希望者は結核を疑う症状を自覚している人や不安を感じている人が多い状況です。そのため、直ちに医療機関を紹介し、胸部エックス線検査、喀痰検査や血液検査を速やかに実施し、早期発見、早期治療に結びつける必要があります。今後は、巡回相談指導事業において、ホームレスより結核についての相談や受診の希望を把握した場合、無料低額診療事業の紹介など情報提供を行うとともに、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所などの関係機関と連携し、必要な治療を受けることができるよう、医療機関への早期受診につなげます。〇大阪市域においても、巡回相談指導事業において、ホームレスより結核についての相談や受診の希望を把握した場合、無料低額診療事業の紹介など情報提供を行うとともに、福祉事務所、自立相談支援機関、保健所などの関係機関と連携し、必要な治療を受けることができるよう、医療機関への早期受診につなげます。〇保健所は、特に結核にり患していることが判明したホームレスについて、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、関係機関と連携して、訪問による服薬支援等の実施や、ホームレスが安心して治療に専念できるよう結核医療の公費負担制度や無料低額診療事業の情報提供をしていきます。 |
| （1）事業実績 | ○健康状態の把握に努めた。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○必要な情報の提供や健康状態を把握した。 |
| （3）課題・問題点 | ○健康相談とあわせて、必要な情報を届けることが重要である。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○今後は、巡回相談指導事業による訪問時などの機会を捉え対象者を受診に結びつけることが効果的であると考える。○結核の疑いがある場合は、速やかな対応が必要である。医療機関の受診を希望する場合、保健所は巡回相談指導事業や福祉事務所などの関係機関と協力し、受診につなげていく。○受診したホームレスが結核患者と診断された場合、保健所は治療中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、服薬支援（DOTS）等の支援を行っていく。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課健康医療部保健医療室感染症対策企画課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　３　生活保護の実施（１）緊急を要する場合の保護の実施 |
| 実施計画内容 | 〇病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護の実施に努めます。〇福祉事務所は、治療後再び路上生活に戻ることがないよう、関係機関と連携して自立を総合的に支援します。 |
| （1）事業実績 | ○急迫状態にあるホームレスに対し、生活保護を適用することにより、必要とする医療につなげた。○管内福祉事務所に対し、ホームレスに対する生活保護が適正に実施されるよう周知を行った。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○ホームレスが急病等により医療機関に救急搬送された場合、福祉事務所は適正に生活保護を適用し、必要な医療を給付している。このため、しばしば入院などの医療扶助の受給が路上生活等の不安定な生活からの脱却の契機となっている。○生活保護の適用を受けて受診したホームレスが、引き続き安定した環境で生活できるよう、福祉事務所は巡回相談指導事業や医療機関と連携し、地域定着支援を行っている。 |
| （3）課題・問題点 | ○治療の中断や退院後、地域で孤立する等により、地域生活にスムーズに移行できない方への個々の課題に応じた地域定着支援が課題である。  |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇引き続き、急迫した状態にあるホームレスに対し、必要な医療が受けられるよう適切な生活保護の実施に努める。〇生活保護の受給により治療を受けた人が、地域生活にスムーズに移行できるよう、巡回相談指導事業など関係機関との連携や地域の見守りネットワークなどの活用を図り、地域における安定した生活の定着に向けた支援を行う。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室社会援護課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　３　生活保護の実施（２）居宅保護の実施 |
| 実施計画内容 | ○居宅生活を送ることが可能と認められるホームレス等については、その状況に応じ、必要な居宅保護を適切かつ適正に実施します。〇居宅生活に移行した場合は再び路上生活に戻ることのないように、本人の状況や課題に応じ、生活保護受給者の自立支援に係る事業などの活用や関係機関との連携により、日常生活能力の維持・向上や社会的自立、就労自立に向けた支援を行います。また、関係機関や民生委員・児童委員、ＣＳＷなどとの連携により見守り支援や相談支援のネットワークを構築します。 |
| （1）事業実績 | 〇福祉事務所は要保護状態にあるホームレスからの申請にもとづき、適正に居宅保護を行うことにより、路上生活等の不安定な生活からの脱却を図った。○福祉事務所は、居宅保護により地域生活を送ることになったホームレスに対し、地域生活にスムーズに移行できるよう相談支援を行った。○管内福祉事務所に対し、ホームレスに対する生活保護が適正に実施されるよう周知を行った。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○要保護状態にあるホームレスからの申請にもとづき、適正に居宅保護等を行うことにより路上生活等の不安定な生活からの脱却を図った。 |
| （3）課題・問題点 | 〇路上生活等の不安定な生活から居宅生活に移行した後、地域で孤立する等により、地域生活へスムーズに移行できない方へ個別の課題に応じた地域定着支援が課題である。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇福祉事務所は引き続き、自立支援に係る事業などを活用し、被保護者の日常生活の維持・向上や社会的自立、就労自立に向けた支援を行う。○地域生活にスムーズに移行できるよう、巡回相談支援事業など関係機関や民生委員などとの連携により、地域生活定着の見守り支援や相談支援を行うとともに、見守り支援や相談支援のネットワークなどの活用を図り、地域における安定した生活の定着に向けた支援を行う。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室社会援護課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　３　生活保護の実施（３）保護施設などにおける保護の実施 |
| 実施計画内容 | 〇ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、救護施設や更生施設などにおいて保護を実施します。○施設入所後は施設や関係機関と連携し、療養指導、家計管理などの生活訓練、就業機会の確保など、居宅生活への円滑な移行を支援します。居宅生活へ移行した後は、必要に応じ、関係機関や民生委員・児童委員、ＣＳＷなどと連携し、見守り支援や相談支援のネットワークを構築するとともに、福祉サービスの活用を図るなど、安定した居宅生活の継続を支援します。 |
| （1）事業実績 | 〇本人の心身の状況により、直ちに居宅生活を送ることが困難であると、福祉事務所が判断した方については、入院、又は救護施設等の保護施設への施設入所による保護を実施した。○ 施設入所後は、福祉事務所が中心となり関係機関や施設等と連携して自立に向けた支援を実施した。○管内福祉事務所に対しホームレスに対する生活保護が適正に実施されるよう周知を行った。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇要保護状態にあるホームレスからの申請にもとづき、適正に施設保護等を行うことによりホームレス状態からの脱却を図った。 |
| （3）課題・問題点 | 〇日常生活や社会生活面で課題を抱え地域生活への移行に時間を要する方もいるため、地域生活への移行に向けて入所者の個性に応じた支援を行っていく必要がある。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇引き続き、日常生活能力や金銭管理能力などから、直ちに居宅生活を送ることが困難と判断されるホームレス等について、その状況に応じ、保護施設などにおいて保護を実施する。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室社会援護課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　４　就業機会の確保・就労支援（１）雇用の啓発、雇用先の開拓及び雇用の促進 |
| 実施計画内容 | ○大阪労働局と大阪府、大阪市、経済団体及び労働団体で構成する「大阪野宿生活者（ホームレス）就業支援協議会」や、大阪府と大阪市、民間団体で構成する「大阪ホームレス就業支援センター運営協議会」を通じ、事業主等に対し、就労による自立を希望するホームレス等の雇用に対する啓発に努めます。○「大阪ホームレス就業支援センター運営協議会」において、国のホームレス就業支援事業を活用し、事業主に対し求人開拓を行うとともに、自立支援センターや同運営協議会の利用者に対し、就労に係る相談・情報提供や職場体験講習、就職支援セミナー等を実施して雇用の促進を図ります。○自立支援センター利用者を常用雇用へ導くため、大阪府が管理する都市公園等の施設で行う環境美化作業等の就労機会を提供し、勤労意欲・勤労習慣の醸成を図ります。 |
| （1）事業実績 | ○大阪ホームレス就業支援センターにおいて、国の「ホームレス就業支援事業」を受託し、事業所等への求人開拓、就労に係る相談・情報提供や職場体験講習、就職支援セミナー等を実施した。また、府は同センターに対して運営補助を行った。【事業費】　　　　　　　　　　　 （R5年度は当初予算額）（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 国庫委託金 | 67,997 | 68,007 | 68,310 | 68,946 | 71,200 |
| 府運営補助金 | 4,425 | 4,430 | 4,391 | 4,489 | 4,500 |

○都市整備部と連携し、自立支援センター入所者の再ホームレス化の防止の観点から、公園等の除草・清掃等環境美化作業の就労機会を提供し、自立の支援を図った。【事業費】 　　　　　　　　　　　（R5年度は当初予算額）（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 公　　園 | 871 | 939 | 892 | 892 | 892 |
| 道　　路 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,029 |
| 河　　川 | 469 | 500 | 500 | 500 | 500 |

 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○大阪ホームレス就業支援センターにおいて、労働者ニーズの多様化に伴う様々な業種の事業所等への求人開拓、就労に係る相談、情報提供や職場体験講習等を実施し、自立支援センター入所者の就労による自立支援に効果を挙げている。【実施状況】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （R5.5末現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 就業支援相談者数 | 618人 | 666人 | 460人 | 376人 | 67人 |
| 事業所接触件数 | 1,384件 | 1,253件 | 2,227件 | 2,393件 | 381件 |
| 雇用者数 | 66人 | 173人 | 136人 | 91人 | 13人 |
| 職場体験講習受講者数 | 207人 | 219人 | 183人 | 153人 | 20人 |
| 就職支援ｾﾐﾅ-受講者数 | 480人 | 496人 | 372人 | 554人 | 105人 |

○公園等の除草・清掃等環境美化作業の就労体験から、ホームレス自立支援センター利用者の就労意欲の向上に効果を挙げている。【実施状況】 （R5年度は計画数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 公　　園 | 64人 | 64人 | 64人 | 64人 | 64人 |
| 道　　路 | 64人 | 64人 | 64人 | 64人 | 64人 |
| 河　　川 | 32人 | 32人 | 32人 | 32人 | 32人 |

 |
| （3）課題・問題点 | ○ホームレスの方の安定就労を図るためには、求職者ニーズに対応した仕事の紹介と、就労定着による自立を促すことが重要であり、本格的な就労に向けた準備・訓練を必要とする個別のサポートが課題となっている。○ホームレスの方の中には、就労の意欲はあるが、就労経験や就労スキルの不足から、不安定な就労形態からの脱却が厳しい状況にある方がいる。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○自立支援センター入所者の就労支援等に資するため、大阪ホームレス就業支援センターにおいて、関係機関と連携して引き続き事業主に対して啓発活動を行うとともに、民間企業等からの多様な求職者ニーズに対応できる就業機会の開拓を強化していく。○大阪ホームレス就業支援センターにおいて55歳未満の不安定労働者の常用雇用の促進・定着化を目的としたあいりん地域不安定労働者就労支援事業を平成30年度からモデル事業として開始、令和3年度から本格実施し、自立支援センター入所者等の雇用促進を図る。 |
| 担当部室課 | 商工労働部雇用推進室労働環境課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　４　就業機会の確保・就労支援（１）雇用の啓発、雇用先の開拓及び雇用の促進（第４項目） |
| 実施計画内容 | ○行政の福祉化の観点から、清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札及び指定管理者制度において、就職困難者の雇用に関する評価項目を盛り込み、ホームレス等の就業機会の拡大を図ります。また、市町村や事業主に周知し、普及を図ります。 |
| （1）事業実績 | ○総合評価入札の実施「行政の福祉化」の視点を盛り込んだ総合評価入札制度における清掃用業務委託を、大規模施設及び中規模施設あわせて18施設を対象に実施し、ホームレスを含む就職困難者の雇用などホームレス自立支援センターを利用した雇用についても評価項目のひとつとして盛り込み、ホームレス等の就業機会の拡大を図った。【対象施設】①大規模施設・大阪府本庁舎（咲洲庁舎等を含む）・大阪府警本部本庁舎・大阪府門真運転免許試験場・大阪産業技術研究所　和泉センター・大阪急性期・総合医療センター・大阪はびきの医療センター・大阪精神医療センター・大阪国際がんセンター・大阪母子医療センター・大阪公立大学中百舌鳥キャンパス②中規模施設・大阪公立大学羽曳野キャンパス・大阪府中河内府民センタービル・大阪府南河内府民センタービル・大阪府泉南府民センタービル・大阪府北河内府民センタービル・大阪府泉北府民センタービル・大阪府三島府民センタービル・大阪府光明池運転免許試験場【令和元年度～令和5年度 新規・既雇用者数】　中・大規模施設　９名〇総合評価一般競争入札及び指定管理者制度において、就職困難者の雇用に関する評価項目を盛り込んでおり、指定管理者募集の企業説明会において、大阪府の行政の福祉化の取組について周知を行った。〇また、市町村担当者が出席の「人権行政推進協議会」「市町村地域福祉担当課長会議」において、行政の福祉化の取組について周知を行った。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇本制度を活用することにより、一人でも多くホームレスを含む就職困難者の就業機会の拡大に繋がる。〇大阪府の行政の福祉化の取組について、民間企業等へ向けて周知・協力依頼を進めることができた。〇市町村担当者へ向けて周知・協力依頼を進めることができた。 |
| （3）課題・問題点 | ○ホームレスを含む就職困難者が自立するためには、就業していくことが何よりも必要であり、そのためには、市町村や事業主に対して行政の福祉化の取組みを周知し、認識を深めてもらうことが課題。今後も様々な機会を通じて、周知を行い、就業機会の拡大を図っていくことが重要。〇行政の福祉化の取組について、広く民間企業等へ認識を深めてもらうことが課題。今後も様々な機会を通じて、周知を行う。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○引き続き、清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札などにおいて、就職困難者の雇用に関する評価項目を盛り込み、ホームレス等の就業機会の拡大を図る。〇引き続き総合評価一般競争入札等、公契約等を活用した雇用・就労支援の強化を図る。〇市町村ついては、事業の内容を理解し、取り組んでいただくため、引き続き機会をとらえて周知していく。 |
| 担当部室課 | 商工労働部雇用推進室就業促進課福祉部福祉総務課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　４　就業機会の確保・就労支援（２）求人情報等の提供 |
| 実施計画内容 | ○公共職業安定所の求人情報や職業訓練情報など、ホームレスの就業ニーズに応じた情報を自立相談支援事業などを通じ提供します。 |
| （1）事業実績 | ○巡回相談指導事業における就労の相談は以下のとおりである。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○個々の状況やニーズを聴取し、安定した生活につながるように情報提供や助言をした。 |
| （3）課題・問題点 | ○本人の状況に応じたきめ細かな就労支援を行うことが重要である。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○安定した生活につながるよう個々の状況やニーズを聴取して、情報提供する。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　４　就業機会の確保・就労支援（３）職業能力の開発・向上 |
| 実施計画内容 | ○国が実施する「技能講習事業」を活用し、技能労働者として必要な知識・技能の習得・向上を図ります。 |
| （1）事業実績 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　度 | 定　　員 | 受講者数 | 修了者数 | 就職者数 |
| R1 | 5,280　人 | 3,985　人 | 3,399　人 | 2,933　人 |
| R2 | 4,310　人 | 3,595　人 | 3,140　人 | 2,664　人 |
| R3 | 5,084　人 | 4,014　人 | 2,755　人 | 2,508　人 |
| R4 | 5,159　人 | 3,372　人 | 2,963　人 | 2,772　人 |

〇離職者等再就職訓練〇離職者等の早期就職を支援するため、民間教育訓練機関等に短期間の職業訓練を委託して実施。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　-　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇平成16年度から「ホームレス就労支援事業」を実施していたが、平成18年度事業終了。 |
| （3）課題・問題点 | 〇平成19年度以降、本事業はホームレスを含む一般の離職者等を対象とした職業訓練であり、ホームレスに特化した事業では無い。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇ホームレスを含む一般の離職者等を対象とした職業訓練を継続していく。 |
| 担当部室課 | 商工労働部雇用推進室人材育成課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　４　就業機会の確保・就労支援（４）トライアル雇用等の活用による職場適応促進 |
| 実施計画内容 | ○公共職業安定所などにおける相談を通じ、就労を希望するホームレス等に対して、国が実施するトライアル雇用事業等を活用し、職場適応の促進を通じた就労支援に努めます。 |
| （1）事業実績 | ○大阪ホームレス就業支援センターの事業案内リーフレット、及びホームページに国が実施するトライアル雇用事業案内を掲載し、啓発に努めた。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○大阪ホームレス就業支援センターにおいて、労働者ニーズの多様化に伴う様々な業種の事業所等への求人開拓を実施し、自立支援センター入所者の就労による自立支援に効果を挙げている。【実施状況】（再掲）　　　　　　　　　　　　　　　　　 （R5.5末現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 就業支援相談者数 | 618人 | 666人 | 460人 | 376人 | 67人 |
| 事業所接触件数 | 1,384件 | 1,253件 | 2,227件 | 2,426件 | 381件 |
| 雇用者数 | 66人 | 173人 | 136人 | 92人 | 13人 |
| 職場体験講習受講者数 | 207人 | 219人 | 183人 | 153人 | 20人 |
| 就職支援ｾﾐﾅ-受講者数 | 480人 | 496人 | 372人 | 554人 | 105人 |

 |
| （3）課題・問題点 | ○トライアル雇用事業については、受給要件の厳格さ、手続の煩雑さ等により、制度の普及が進んでいない。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○トライアル雇用事業については、事業主に対する支給要件の緩和等、事業主、雇用者双方にとって利用しやすい制度とするよう、全国自治体ホームレス対策連絡協議会等を通じて国への要望を引き続き行う。 |
| 担当部室課 | 商工労働部雇用推進室労働環境課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　４　就業機会の確保・就労支援（５）常用雇用による自立が困難なホームレス等に対する支援 |
| 実施計画内容 | 〇常用雇用による就労自立が直ちに困難なホームレス等に対しては、本人の状況に応じたきめ細やかな就労支援を行うことが重要です。〇自立相談支援機関は、生活困窮者就労準備支援事業を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、一般就労を前に柔軟な働き方をする必要がある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う生活困窮者就労訓練事業の利用など、本人の状況に応じた就労支援を行います。 |
| （1）事業実績 | ○巡回相談指導事業における就労の相談は以下のとおりである。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○個々の状況やニーズを聴取し、安定した生活につながるように情報提供や助言をした。 |
| （3）課題・問題点 | ○本人の状況に応じたきめ細かな就労支援を行うことが重要である。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○安定した生活につながるよう個々の状況やニーズを聴取して、情報提供する必要がある。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　４　就業機会の確保・就労支援（６）生活保護適用後の就労支援 |
| 実施計画内容 | ○生活保護の適用を受け、路上生活から脱却した者の経済的、社会的自立に資するため、公共職業安定所などの関係機関との連携を図るとともに、生活保護受給者の自立支援に係る事業を活用するなど就労支援を行います。 |
| （1）事業実績 | ○ 福祉事務所において、被保護者就労支援事業、就労準備支援事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業等による就労支援を実施した。○また、常用雇用による自立が困難な被保護者に対して、就労準備支援事業を実施し、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援や就労体験など就労に向けた準備としての基礎能力を形成する支援や、認定就労訓練事業所での就労訓練など、段階的に支援を実施した。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○被保護者就労支援事業、就労準備支援事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業等により、被保護者の就業の機会の確保につながっている。 |
| （3）課題・問題点 | ○日常生活や社会生活の面で課題を抱え就労による自立に一定程度の時間を要する人もいるため、就労に向けて徐々に自立支援を行っていく必要がある。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○引き続き、生活保護の適用を受け、不安定な居住生活から脱却した方の経済的、社会的自立に資するため、公共職業安定所などの関係機関との連携を図るとともに被保護者の自立支援に係る事業を活用するなど就労支援を行う。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室社会援護課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　５　安定した居住場所の確保（１）公営住宅への入居支援 |
| 実施計画内容 | ○大阪府営住宅や各地域の公営住宅において、公営住宅法の趣旨を踏まえ、応募や入居手続きに関して柔軟な対応を図ります。その募集等に関する情報については自立相談支援事業などを通じ提供します。 |
| （1）事業実績 | 〇市町営住宅の入居資格審査につき、原則として確認書類の提出を求めている入居資格要件について、ホームレス自立支援センター等の証明書で対応する体制を整えている。募集等に関する情報については、ホームページに掲載するとともに、募集案内を配布している。○府営住宅の入居者資格審査について①住所及び保証人については、ホームレス自立支援センター等の証明等で対応②生活保護受給者の入居資格要件（単身資格、収入）は、生活保護受給証明書で対応③その他の者の入居資格要件（単身資格、収入）は、原則として確認書類の提出を求めるが、特別な事由により提出が困難な場合、自立支援センター等の証明により対応を平成16年５月から実施。なお、敷金については、各個人の状況に応じて徴収を猶予する制度を設けている。○募集等に関する情報については、ホームページに掲載するとともに、募集案内を市町村を通じ府民へ配布している。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○ホームレスを理由に公営住宅に入居できなかった等の意見はない。 |
| （3）課題・問題点 | ○特になし。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇市町営住宅について、応募や入居手続に関して柔軟な対応がなされるよう、各市町に対し研修会等を活用して助言を行う。○大阪府営住宅申込みにあたり、応募や入居手続に関して柔軟な対応を図る。 |
| 担当部室課 | 都市整備部住宅建築局居住企画課都市整備部住宅建築局住宅経営室経営管理課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　５　安定した居住場所の確保（２）賃貸住宅の情報提供など |
| 実施計画内容 | ○公的賃貸住宅や民間賃貸住宅に関する情報について、巡回相談指導事業や大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システムなどを通じて提供します。また、大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システムにより提供される、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報の充実化を図ります。○民間住宅へ入居する際に必要となる保証人が確保されない場合は、家賃債務保証制度の活用を図るとともに、民間保証会社に関する情報について巡回相談指導事業や大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システムなどを通じて提供します。また、民間賃貸住宅の家主の不安を低減するため、家賃債務保証制度の普及を図ります。○民間賃貸住宅に関わる団体に対し、大阪府の居住支援協議会である「Ｏｓａｋａあんしん住まい推進協議会」を通じ、法及び本計画の趣旨等に関して情報提供を行います。〇地域における住まい探しや入居後の支援などの相談・居住支援を行う住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を市町村に働きかけ、地域「丸ごと」の居住支援体制の構築をめざします。○悪質な貧困ビジネスの被害にあわないよう、それに関する情報について巡回相談指導事業などを通じて提供します。特に、生活保護受給者の場合は、「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」に基づく支援を、福祉事務所と連携して行います。 |
| （1）事業実績 | ○居宅設定の件数は以下のとおりである。○巡回相談指導事業では、ホームレス等が路上（野宿）生活から居宅生活に移行する際に、個別の相談に応じ、不動産仲介業者の訪問に同行し、低廉な賃貸住宅を探す支援などを行った。また、一時生活支援事業を利用中のホームレス等に対する、住宅確保の支援も行った。〇民間賃貸住宅に関わる団体などと連携し、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報について「大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム」などを通じ提供した。○民間住宅へ入居する際に必要となる保証人が確保されない場合は、家賃債務保証制度の活用を図るとともに、民間保証会社に関する情報について大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システムなどを通じて提供した。また、民間賃貸住宅の家主の不安を低減するため、家賃債務保証制度の普及を図った。〇市町村単位での居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を促すために、大阪府居住支援連携体制構築促進事業等により支援を実施した。○悪質な貧困ビジネスの被害にあわないよう、特に、生活保護受給者の場合は「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」により、住居等サービス事業者間との不利な契約等により不利益を被らないよう、福祉事務所から被保護者への情報提供又は被保護者からの要請に基づき、支援を行った。○管内福祉事務所に対し、毎年５月に「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」第３条に基づく事業者の届出状況の情報提供や利用者向けチラシにより被保護者等への制度の周知を依頼している。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○居宅を確保するには、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅や家賃債務保証制度が必要である。○豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市において、居住支援協議会が設立された。○悪質な貧困ビジネスの被害にあわないよう、「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」の事業者向けに周知のほか、利用者向けチラシにより周知し、相談を行いやすい工夫を行った。 |
| （3）課題・問題点 | ○居住場所の確保についてのニーズの把握や懸念事項等、個々の状況の丁寧な聴取が必要である。〇居住支援協議会が設立されていない市町村に対して、住宅・福祉の連携促進の働きかけを行う。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○今後も、居宅設定を希望するホームレスやおそれのある者に対して、情報提供や同行支援等を実施していく。〇引き続き、民間賃貸住宅に関わる団体などと連携し、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報について「大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム」などを通じて提供する。〇民間住宅へ入居する際に必要となる保証人が確保されない場合は、家賃債務保証制度の活用を図るとともに、民間保証会社に関する情報について大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システムなどを通じて提供する。〇市町村単位での居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を促すために、大阪府居住支援連携体制構築促進事業等により支援を実施する。○悪質な貧困ビジネスの被害にあわないよう、巡回相談指導事業などを通じて情報提供する。また、「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」を基に被保護者等の被害防止の取組を福祉事務所と連携して行う。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課都市整備部住宅建築局居住企画課福祉部地域福祉推進室社会援護課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　６　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援（１）あいりん地域の不安定就労者に対する就労の支援　ア　あいりん地域不安定就労者の雇用の安定 |
| 実施計画内容 | ○「公益財団法人西成労働福祉センター」で実施する「技能講習事業」において、資格取得やキャリアアップのための相談を行うとともに、求人ニーズに合った講習科目の充実を図ります。講習では、建築土木現場での機械化の進展や技術革新に対応できる技能の習得を支援するなど常用雇用や職域の拡大など、雇用の安定を促進します。○就業機会の拡大を図るため、大阪府が発注する公共事業の入札参加業者に対し、あいりん地域不安定就労者の雇用促進に係る情報提供を行い、雇用への理解と協力を求めます。○特に就労機会が激減し、厳しい状況にある高齢の不安定就労者の就労機会の確保や自立促進を図るため、大阪市と連携してあいりん地域周辺の道路の清掃等、大阪府が管理する河川、道路などの除草清掃等による就労機会を提供します。 |
| （1）事業実績 | ○公益財団法人西成労働福祉センターにおいて、各種技能講習を実施し、労働者の技能向上を図るとともに職域の拡大や常用雇用に向けた取組みを進め、雇用安定の促進を図った。【事業費】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 国庫委託金 | 50,374 | 50,853 | 56,150 | 53,917 | 50,633 |

○就業機会の拡大を図るため、平成29年度より、大阪府が発注する施設清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札制度において、事業者の加点対象となる「就職困難者の雇用」の項目における就職困難者の要件に、大阪ホームレス就業支援センターの利用者を新たに追加することで、同制度を利用する事業者に対して、就労機会の激減によりホームレスとなるおそれのあるあいりん地域労働者の雇用に係る情報提供を行い、あいりん地域労働者の雇用の促進を図った。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （1）事業実績（続き） | ○無料職業紹介事業等を実施する公益財団法人西成労働福祉センターの運営を助成し、労働者の就労促進を図った。【事業費】 （R5年度は当初補助決定額）（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 職業紹介・労働福祉関係事業補助金 | 329,553 | 267,057 | 291,315 | 295,887 | 302,594 |

〇事業主、労働者の聴き取りを行い、それぞれが必要としている講習科目の設定と規模を精査し、上位科目の選択と講習の回数・規模に反映させた。【実施状況】 　　　　　　　　　　（R5年度は未集計）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 事業所 | 51件 | 59件 | 52件 | 54件 | ― |
| 労働者 | 106件 | 123件 | 104件 | 107件 | ― |

○大阪ホームレス就業支援センターにおいて、国の「ホームレス就業支援事業」を受託し、事業所等への求人開拓、就労に係る相談・情報提供や職場体験講習、就職支援セミナー等を実施した。また、府は同センターに対して運営補助を行った。【事業費】(再掲)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 国庫委託金 | 67,997 | 68,007 | 68,310 | 68,946 | 71,200 |
| 府運営補助金 | 4,425 | 4,430 | 4,391 | 4,489 | 4,500 |

○大阪市と連携してあいりん労働福祉センター（※）や周辺生活道路の清掃等や、大阪府管理の道路・河川・公園・各種学校等の除草、清掃等によるあいりん地域高齢労働者の就労機会の確保に努めた。※令和３年度からは、西成労働福祉センターの環境整備並びに求人車両及び歩行者の安全確保業務【事業費】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 特別清掃事業(府単独) | 299,544 | 300,844 | 299,462 | 299,528 | 300,848 |

 |

|  |  |
| --- | --- |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○あいりん地域労働者の技能向上により、就労機会の拡大を図っている。【技能講習実施状況】　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （R5.5末時点）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 技能講習科目数 | 48科目 | 41科目 | 39科目 | 40科目 | 43科目 |
| 受講者数 | 320人 | 312人 | 281人 | 257人 | 18人 |
| 修了者数 | 310人 | 308人 | 273人 | 246人 | 15人 |

○あいりん地域労働者の円滑な就労を図っている。【実施状況】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（R5.5末時点）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 日々雇用紹介 | 545人 | 362人 | 458人 | 623人 | 79人 |
| 期間雇用紹介 | 3,898人 | 4,840人 | 3,435人 | 3,248人 | 269人 |

○大阪ホームレス就業支援センターにおいて、労働者ニーズの多様化に伴う様々な業種の事業所等への求人開拓、就労に係る相談・情報提供や職場体験講習、就職支援セミナー等を実施し、あいりん地域高齢労働者の就労による自立支援に効果をあげている。【実施状況】（再掲）　　　　　　　　　　　　　　　　　 （R5.5末現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 就業支援相談者数 | 618人 | 666人 | 460人 | 376人 | 67人 |
| 事業所接触件数 | 1,384件 | 1,253件 | 2,227件 | 2,393件 | 381件 |
| 雇用者数 | 66人 | 173人 | 136人 | 91人 | 13人 |
| 職場体験講習受講者数 | 207人 | 219人 | 183人 | 153人 | 20人 |
| 就職支援ｾﾐﾅ-受講者数 | 480人 | 496人 | 372人 | 554人 | 105人 |

○大阪府管理の施設等の除草、清掃等によるあいりん地域高齢労働者の就労機会の確保に努めている。【特別清掃事業実施状況】　　　　　　　　　　　　 （R5年度は計画数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 従事者数（延べ人数） | 29,189人 | 29,047人 | 28,549人 | 28,569人 | 25,629人 |

 |
| （3）課題・問題点 | ○あいりん地域労働者は、現場経験が豊富であっても、技能に関する資格がないために、就労に結びつきにくい状況におかれている。○日雇労働需要が減少する中、より労働者のニーズに沿った職業紹介など、必要な就労支援を行い、安定就労に結びつける必要がある。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○西成労働福祉センターにおいて、あいりん地域労働者の技能資格の取得を促進することで、就労機会の拡大を図る。○多様化する求職ニーズに対応した職業紹介を行うため、公益財団法人西成労働福祉センターにおいて、より一層の適格紹介に努める。〇安定的な雇用に向け求職者や求人者のニーズを踏まえた技能講習科目の見直しや修了率の向上の取組を引き続き行う。○引き続き、就労機会が激減し、厳しい状況にあるあいりん地域の高齢労働者の雇用を安定させるとともに、就労自立の促進を図るため、大阪府が管理する施設等において、除草清掃等による就労機会を提供する。 |
| 担当部室課 | 商工労働部雇用推進室労働環境課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　６　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援（１）あいりん地域の不安定就労者に対する就労の支援　イ　あいりん地域不安定就労者の労働福祉の向上 |
| 実施計画内容 | ○「公益財団法人西成労働福祉センター」において、あいりん地域の不安定就労者を対象として、労働条件、労働災害などの就労に関する問題及び医療、雇用保険･健康保険、宿泊場所、住居などの生活に関わりのある問題について、相談や情報提供などの支援を行います。 |
| （1）事業実績 | ○公益財団法人西成労働福祉センターでは、地域の労働者を対象に、労働災害に関する相談と支援、医療や宿泊をはじめ就労生活に関する相談と支援を行った。【事業費（再掲）】 （R5年度は当初補助決定額）（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 職業紹介・労働福祉関係事業補助金 | 329,553 | 267,057 | 291,315 | 295,887 | 302,594 |

○あいりん地域において医療を行う大阪社会医療センターへ助成を行う大阪市に対し補助を行った。【事業費】 　　　　 （単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 大阪社会医療C補助金 | 12,000 | 12,000 | 12,000 | 12,000 | 12,000 |

 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○労働相談等実施状況　　　　 　　　　　　　　　　　　　　（R5.5末時点）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 労災相談件数 | 3,684件 | 2,062件 | 2,365件 | 2,217件 | 381件 |
| 労働相談件数 | 345件 | 272件 | 272件 | 188件 | 22件 |
| 総合支援件数 | 88件 | 98件 | 82件 | 147件 | 19件 |
| 労働関係相談件数 | 4,770件 | 3,226件 | 3,872件 | 4,064件 | 951件 |
| 生活身上相談等件数 | 2,155件 | 2,553件 | 2,100件 | 2,424件 | 317件 |

○大阪社会医療センター受診件数　　　　　　　　 （R5年度は計画数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 入院者数 | 15,226人 | 14,362人 | 11,431人 | 11,378人 | 25,949人 |
| 外来者数 | 59,313人 | 52,208人 | 52,588人 | 52,857人 | 61,740人 |

 |
| （3）課題・問題点 | ○高齢化の進展等により、労働者の福祉ニーズが多様化しており、生活基盤の脆弱化を防ぐため「個別的・継続的・包括的」な支援と共に、生活・健康上の支援も必要である。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○西成労働福祉センターの相談事業等については、福祉施策を担当する大阪市をはじめ地域の支援団体との連携を深め、効果的、効率的な事業の推進に努める。 |
| 担当部室課 | 商工労働部雇用推進室労働環境課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　６　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援（２）ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する相談支援ア　巡回相談指導事業による伴走型支援【第４ １（１）ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する路上生活に至ることの防止に資する支援 **第１・２項目** 再掲】 |
| 実施計画内容 | 〇市町村への相談を経て、一時生活支援事業の利用につながるなど、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対し、福祉事務所、自立相談支援機関、公共職業安定所などの関係機関と連携し、生活上の相談、居住確保、就労に係る助言などの支援を行い、路上生活に至ることの防止を図ります。〇また、保健医療施策の活用に係る助言や多重債務など専門的な相談に係る問題については、保健師や弁護士などの専門職との連携や、専門の相談機関の紹介を通してその解決を図り、安定した居宅生活への移行を支援します。 |
| （1）事業実績 | 〇巡回相談指導事業では、福祉事務所等と連携して、居住確保のための同行支援等を行った。また、一時生活支援事業による支援の終了後に生活保護の適用を受けない者については、居住場所を管轄する自立相談支援機関に対して、本人同意のうえ支援に必要な情報を提供して、路上生活に至ることの防止を図った。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇巡回相談指導を行っており、同行支援などの対応がしやすい。本人自身では居宅探しや生活準備が困難な場合にきめ細かな支援が可能となり、居住確保につながっているため、路上生活に至ることを防止し、安定した居宅生活へ移行している。 |
| （3）課題・問題点 | 〇関係機関が多岐に渡り、実施主体が不明確となったため、支援方針や情報の共有ができないことがあった。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇引き続き、自立相談支援機関や関係機関と連携し、支援方針や情報の共有をし、本人の状態に応じたきめ細かな支援を実施する。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　６　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援（２）ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する相談支援　イ　一時生活支援事業による宿泊場所の提供 |
| 実施計画内容 | ○失業や不安定な就労関係により住居を喪失するなどしたホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者から相談を受けた市町村は、必要に応じ、居宅を設定するなど安定した住居を確保するまでの期間、一時生活支援事業により、緊急一時的な宿泊場所の提供を行い、巡回相談指導事業による生活相談や居住確保支援及びその他の困窮者支援法に基づく事業など、福祉や保健医療、雇用就業、住宅などの施策などを活用し、自立に向けた支援を行います。○大阪市を除く府域においては、大阪府と市町村の広域体制により、ビジネスホテルや旅館、福祉施設などを宿泊協力施設とする借り上げシェルター方式により実施します。また、大阪市域において一時生活支援事業は、自立支援センター事業やケアセンター事業等において実施します。 |
| （1）事業実績 | ○大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会南北ブロック分科会（大阪市を除く府域）において、借り上げシェルター方式によって実施した。○巡回相談支援事業では、表のとおり一時生活支援事業の利用者に対し相談支援を行った。○自立相談支援機関や福祉事務所と連携し、不動産仲介業者への訪問の同行や新生活移行のための手続きの支援を行った。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇一時生活支援事業を利用中に、居住確保のための同行支援等、本人に寄り添った支援を行うことができた。○一時生活支援事業を利用して居宅設定や施設入所に至った。 |
| （3）課題・問題点 | ○本人のニーズの把握や支援をする関係機関の支援方針が一致していないこと、情報共有ができないことがあった。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○関係機関と連携し、支援方針や情報の共有に努める。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　６　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援（２）ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する相談支援ウ　居住に困難を抱える者など、地域社会から孤立した状態に対する支援の推進【第４ １（７）路上生活から脱却した者に対する再び路上生活に戻ることの防止に資する支援の実施 再掲】 |
| 実施計画内容 | ○路上生活から脱却した者が地域で孤立した生活を営み、再び路上生活に戻ることのないよう、必要に応じ、福祉事務所、自立相談支援機関などの関係機関、社会福祉法人やＮＰＯ等民間団体、民生委員・児童委員やＣＳＷと連携し、見守り支援や相談支援のネットワークを構築します。○大阪市を除く府域においては、地域における個別相談会を定期的に企画し、地域生活上の相談支援を行います。必要に応じ、福祉サービスの紹介や、身近な地域での社会参加・生きがい等に関するプログラムの情報提供、就労に係る助言などを行います。 |
| （1）事業実績 | 〇民生委員・児童委員を対象とした会議等において、ホームレス自立支援施策に関する情報提供を行った。〇福祉事務所等の関係機関への同行をして手続きの支援を行った。また、公共料金の支払いや家計管理、債務、健康等の相談を行い、路上生活からの脱却後の地域生活の支援を行った。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇民生委員・児童委員を対象に情報提供を行ったことにより、委員から巡回相談指導員へ、ホームレス発見の連絡があるなど、ホームレス支援に繋がった。〇関係機関と連携し、地域生活の見守り支援やネットワークの構築ができた。○個別相談会については、ニーズがなかったため、実施しなかった。 |
| （3）課題・問題点 | 〇地域生活へ移行する際は、支援の主体が巡回相談指導事業から他の支援機関に変更となるため、関係機関と連携していくことが必要である。○地域生活上の相談支援の実施方法を見直す必要がある。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇引き続き、関係機関と連携して、見守り支援や相談支援のネットワークを構築する。○今後は、個別相談会としてではなく、個々の状況に応じて、情報提供、就労に係る助言などを行っていく。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　７　ホームレスの人権擁護（１）啓発の実施 |
| 実施計画内容 | 〇地域社会におけるホームレスに関する諸問題に対する府民の理解を促進し、偏見や差別意識解消のため、大阪府の取組み等を人権情報ガイドに掲載するなど、啓発を行います。〇府民の身近な場で、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育に取り組みます。 |
| （1）事業実績 | ○「大阪府人権白書ゆまにてなにわ」において、身近な人権に関する個別課題として、「ホームレスの人権のこと」を掲載し、毎年度発行。府関係部局、府内市町村、社会福祉協議会、小中学校・高等学校・支援学校、ＰＴＡ、図書館等に配布したほか、府や企業における研修会や人権啓発イベント等において配布。また、ホームページへの掲載、点字版の発行を行った。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○「大阪府人権白書ゆまにてなにわ」は、身近な人権課題を個別に掲載し、わかりやすいとの評価を得ており、各地域・企業での研修だけでなく、学校教育の場においても授業の資料として使用されている。 |
| （3）課題・問題点 | ○令和2年度に実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果も踏まえ、引き続きホームレスの人権問題に関する人権啓発に努めていく必要がある。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○「大阪府人権白書ゆまにてなにわ」の発行にあたっては、関係部局と連携しながら分かりやすい解説に努めるとともに、地域・学校・職場における研修等での活用を通じて、府民の人権意識の高揚を図る。 |
| 担当部室課 | 府民文化部人権局人権企画課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　７　ホームレスの人権擁護（２）人権事案の適切な解決 |
| 実施計画内容 | 〇ホームレスに対する暴力、嫌がらせなどの事案を相談等により把握した場合、関係機関と連携、協力し、問題の適切な解決に努めます。 |
| （1）事業実績 | ○平成13年３月に策定した「大阪府人権施策推進基本方針」（令和３年12月変更）を踏まえ、府民が身近な所で、ホームレスを含む人権に関わる問題を解決することができるように、市町村の相談体制を支援するとともに、行政機関やNPO等の相談機関と連携・協力して、府内の相談機能の充実を図った。【具体的な事業】・府民向け人権相談事業・市町村人権相談サポート事業・専門家との連携相談支援事業・相談事業等集約・分析事業・人権相談機関ネットワーク運営・人材養成事業 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○府、市町村、一般財団法人大阪府人権協会、ＮＰＯ等において、人権相談を実施して、ホームレスをはじめ、同和、女性、子ども、外国人等に関する相談を受けた。 |
| （3）課題・問題点 | ○ホームレスを含め、女性、子ども、高齢者、障がい者等に関する差別の解消や人権侵害事案へのより適切な対応を行うこと。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○引き続き、人権相談に携わる人材を養成するとともに、府、市町村、一般財団法人大阪府人権協会、ＮＰＯ等が相互に密接に連携して、相談事業を実施する。 |
| 担当部室課 | 府民文化部人権局人権擁護課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　７　ホームレスの人権擁護（３）自立支援の際の人権擁護 |
| 実施計画内容 | 〇福祉、保健医療、雇用就業などホームレスの自立支援に向けた関係施策の取組みにおいても、人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努めます。 |
| （1）事業実績 | ○ホームレス巡回相談指導事業に従事する巡回相談員など、ホームレスの自立支援に向けた関係施策に従事する職員に対し、会議を活用し、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるために事例の検討を実施した。○ホームレス巡回相談指導事業において、ホームレスから人権侵害を受けているという相談を受けた場合は、問題の解決ができるよう弁護士への相談時間を確保した。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○巡回相談指導事業の従事者の会議において、事例検討を実施し、閉鎖的な対応で人権侵害が発生しないように取り組んだ。 |
| （3）課題・問題点 | ○性的マイノリティ等、あらたな人権課題への理解が必要である。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○性的マイノリティへの理解等、人権に関する情報提供を実施する。○人権侵害事案発生時のために弁護士への相談時間の確保を継続する。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善（１）公共施設の適正利用の確保 |
| 実施計画内容 | 〇施設管理者は巡視や物件の撤去指導を実施し、ホームレスの新規流入や再流入の防止を図ります。〇撤去指導に従わないなど公共施設の適正利用の支障となる場合や、公共施設の整備・点検など、必要と認められる場合においては、法令の規定に基づき、施設からの退去等の監督処分を実施します。 |
| （1）事業実績 | 〇施設の適正な利用の確保という観点から、支障物件の撤去指導、退去指導を実施。〇公園施設のホームレス人数　　　　　令和元年度　20人　　　　　令和２年度　21人　　　　　令和３年度 15人　　　　　令和４年度　17人〇公園施設管理者による法令の規定に基づく監督処分に至った事例はなかった。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○パトロールの実施や撤去指導等の結果、公園施設におけるホームレスは令和元年度20人から令和４年度17人に減少した。 |
| （3）課題・問題点 | ○野宿期間が長期化したホームレスへの対応。○退去指導及び不法占有物件の撤去指導に応じない者への対応。○退去後ホームレスが他の公共施設へ移動する問題。〇福祉的フォローを受けていても、動物の飼育可能な借家がなかなか見つからないなど、ホームレスが期待する脱却後の居宅生活の条件が合わず、交渉が難航するケースがある。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○パトロールの実施等により、ホームレス数の減少に一定の効果を挙げている。引き続き巡回相談指導事業など関係機関と連携、協力し、粘り強く対応していく。 |
| 担当部室課 | 都市整備部公園課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善（１）公共施設の適正利用の確保 |
| 実施計画内容 | 〇施設管理者は巡視や物件の撤去指導を実施し、ホームレスの新規流入や再流入の防止を図ります。〇撤去指導に従わないなど公共施設の適正利用の支障となる場合や、公共施設の整備・点検など、必要と認められる場合においては、法令の規定に基づき、施設からの退去等の監督処分を実施します。 |
| （1）事業実績 | ○施設の適正な利用の確保という観点から、支障物件の撤去指導、退去指導を実施。○河川施設のホームレス人数　　　　　　令和元年度　　20人　　　　　　令和２年度　　16人　　　　　　令和３年度　　17人　　　　　　令和４年度　　19人 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○パトロールの実施や撤去指導等の結果、河川施設におけるホームレス人数は令和２年度まで減少傾向にあったが、近年は微増している。 |
| （3）課題・問題点 | ○退去指導及び不法占拠物件の撤去指導に応じないものへの対応 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○パトロールの実施等により、ホームレス数の減少に一定の効果を挙げている。引き続き関係機関と連携、協力し対応していく。また、ケースによっては各市町村の福祉部局への福祉施策の条件緩和など柔軟な対応を依頼していく。 |
| 担当部室課 | 都市整備部河川室河川環境課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善（１）公共施設の適正利用の確保 |
| 実施計画内容 | 〇施設管理者は巡視や物件の撤去指導を実施し、ホームレスの新規流入や再流入の防止を図ります。〇撤去指導に従わないなど公共施設の適正利用の支障となる場合や、公共施設の整備・点検など、必要と認められる場合においては、法令の規定に基づき、施設からの退去等の監督処分を実施します。 |
| （1）事業実績 | 施設管理者として施設の適正な利用の確保という観点から、支障物件の撤去指導、退去指導を行うとともに、巡回相談指導事業との合同巡視を実施。○都市整備部所管施設のホームレス人数令和　元年度………７人令和 2年度………３人令和 3年度………３人令和 4年度………２人 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇パトロールの実施や撤去指導等の結果、道路施設におけるホームレス人数が令和元年度に比べ５人減少している。  |
| （3）課題・問題点 | 〇ホームレスと接触できたとしてもコミュニケーションが取れない場合もあり、法令等に基づく施設管理上の指導等が円滑に進まないことがある（長期滞留や公共施設を点々と移動する者もいる）。〇ホームレスが滞留することにより、近隣住民等から施設管理者に対して、対応するように要望されることがある。〇不法占用物件をホームレス自身が撤去することが少なく、撤去の作業や費用が施設管理者の負担となる（すみやかに撤去しなければ新たなホームレスが起居したり、放火等の事故につながったりする原因となる）。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○パトロール等の実施によりホームレス数の減少に一定の効果を挙げていることから、適正な施設管理を行うために、引き続き市町村の関係部局と連携して指導等を進めていく。 |
| 担当部室課 | 都市整備部道路室道路環境課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善（１）公共施設の適正利用の確保 |
| 実施計画内容 | 〇施設管理者は巡視や物件の撤去指導を実施し、ホームレスの新規流入や再流入の防止を図ります。〇撤去指導に従わないなど公共施設の適正利用の支障となる場合や、公共施設の整備・点検など、必要と認められる場合においては、法令の規定に基づき、施設からの退去等の監督処分を実施します。 |
| （1）事業実績 | 〇巡回相談指導事業及び社会福祉法人等関係機関への情報共有を行い、ホームレスの自立に向けた指導・支援に関する取組みを実施した。〇施設管理者による法令の規定に基づく監督処分に至った事例、実績なし。○港湾施設等のホームレス人数（主に埠頭緑地（阪南地区））(各年4月1日現在）年度 H30 R1 R2 R3 R4 R5人数 14人 ７人 ５人　 ４人　 ４人　 ２人○１名が生活保護を受け社会生活に復帰するなど、港湾施設等から退去した。〇１名が自主退去した。(現在の居所不明)　　　  |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇港湾局及び巡回相談指導員の巡回により、健康状態の変化の早期発見により、医療機関との連携がスムーズにでき必要な治療を受けた後、生活保護の適用を受けることができた人が数名おり、巡回相談指導事業、関係機関による説得や支援により、公共施設の適正利用が困難となるような事案については、一定解消できている。 |
| （3）課題・問題点 | ○野宿期間が長期化し、社会生活への復帰を望まない、または、就労意欲が乏しいホームレスについては、自立支援機関による指導も困難であり、対応に苦慮するケースが多い。〇野宿可能箇所を減らすためには、死角となる箇所への侵入防止柵や照明灯の設置、また寝床となりえる放置自動車の早期撤去などの環境整備が有効である。また、早期発見に向けては巡視の強化が重要であり、これに要する人員・予算の確保が不可欠である。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○引き続き、巡回相談指導事業及び関係市と連携・協力し、ホームレスの港湾施設・海岸からの退去及び社会生活復帰を指導するとともに、港湾施設・海岸の適正な利用の確保に必要な処置に努める。○粘り強く退去指導を行うとともに、緊急性の度合いにより監督処分等の措置を講じる。 |
| 担当部室課 | 大阪港湾局 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善（１）公共施設の適正利用の確保 |
| 実施計画内容 | 〇施設管理者は巡視や物件の撤去指導を実施し、ホームレスの新規流入や再流入の防止を図ります。〇撤去指導に従わないなど公共施設の適正利用の支障となる場合や、公共施設の整備・点検など、必要と認められる場合においては、法令の規定に基づき、施設からの退去等の監督処分を実施します。 |
| （1）事業実績 | ○漁港内の日々の巡視を非常勤嘱託員やシルバー人材センター等への委託職員により実施する。○退去後のホームレスの再流入につながらないよう、不法投棄の摘発・除去を実施した。また、岸壁に車両の進入を防ぐ侵入防止ネットを取り付けた。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○令和元年度～令和５年度の管内ホームレスは0名。 |
| （3）課題・問題点 | ○特になし。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○今後も継続して適正管理に努める。 |
| 担当部室課 | 環境農林水産部水産課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善（２）災害時の適切な措置 |
| 実施計画内容 | 〇台風や洪水などホームレスに被害の及ぶおそれのある災害時には、市町村の関係行政機関、巡回相談指導事業と連携し、迅速かつ適切な措置を講じます。 |
| （1）事業実績 | ○台風の接近前後の巡回時に注意喚起と状況確認を実施している。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○居住箇所の危険性を認識してもらい、ホームレスの災害等の被害を予防する一定の効果がある。 |
| （3）課題・問題点 | ○実際に災害が起きれば個々に対応することは困難であり、事前対策に重点をおく必要がある。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○実際に災害が起きる前に避難するように一層の注意喚起を行うとともに、災害時には迅速な措置を行えるようにホームレスの起居地を正確に把握する。 |
| 担当部室課 | 都市整備部公園課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善（２）災害時の適切な措置 |
| 実施計画内容 | 〇台風や洪水などホームレスに被害の及ぶおそれのある災害時には、市町村の関係行政機関、巡回相談指導事業と連携し、迅速かつ適切な措置を講じます。 |
| （1）事業実績 | ○台風前等の注意喚起パトロールを実施。台風前にホームレスを個別訪問し、災害が発生する前に避難するように注意喚起を行っている。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○居住箇所の危険性を認識してもらい、ホームレスの災害等の被害を予防する一定の効果があると思われる。 |
| （3）課題・問題点 | ○実際に災害が起きれば個々に対応することは困難であり、事前対策に重点を置く必要がある。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○実際に災害が起きる前に避難するように一層の注意喚起を行うとともに、災害時には迅速な措置を行えるようにホームレスの居住箇所を正確に把握する。 |
| 担当部室課 | 都市整備部河川室河川環境課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善（２）災害時の適切な措置 |
| 実施計画内容 | 〇台風や洪水などホームレスに被害の及ぶおそれのある災害時には、市町村の関係行政機関、巡回相談指導事業と連携し、迅速かつ適切な措置を講じます。 |
| （1）事業実績 | ○居住に適さない危険な箇所であるため、すみやかに退去するように指導を行っている。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○洪水等によって被災する危険性を告知し、ホームレスの被害予防と退去指導を同時に行うことが可能となる。 |
| （3）課題・問題点 | ○居所を点々と移動することも多いため、災害時にホームレスの被災の有無を把握することは困難。  |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○パトロール等で発見した際、居住箇所の危険性をホームレスに伝え、すみやかに退去するように指導を行う。  |
| 担当部室課 | 都市整備部道路室道路環境課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善（２）災害時の適切な措置 |
| 実施計画内容 | 〇台風や洪水などホームレスに被害の及ぶおそれのある災害時には、市町村の関係行政機関、巡回相談指導事業と連携し、迅速かつ適切な措置を講じます。 |
| （1）事業実績 | 〇特に堤外地（海岸防潮堤の海側）に居住しているホームレスに対しては、巡回時の面談において、危険性についての注意喚起を行った。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】　　　　　〇居住箇所の危険性を認識してもらい、台風等危険時は速やかに避難することにより被害を予防する一定の効果がある。 |
| （3）課題・問題点 | 〇実際に災害が起こった段階で個々に対応することは困難であり、事前対策に重点を置く必要がある。〇面談等にて説明するも聞いてもらえない場合もある。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇実際に災害が起きる前の避難が可能なように、日々の巡視により、ホームレスの居住箇所を正確に把握し、一層の注意喚起を行う。 |
| 担当部室課 | 大阪港湾局 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善（２）災害時の適切な措置 |
| 実施計画内容 | 〇台風や洪水などホームレスに被害の及ぶおそれのある災害時には、市町村の関係行政機関、巡回相談指導事業と連携し、迅速かつ適切な措置を講じます。 |
| （1）事業実績 | ○大きな台風などによる災害はなかった。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○令和元年度～令和５年度の漁港のホームレスは０名。　この間、漁港で災害による被害は無かった。 |
| （3）課題・問題点 | ○特になし。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○港内巡視員による巡視を継続する。○ホームレスが起居の場所とする兆候を確認した場合は、巡回相談指導事業などの関係機関と連携し、ホームレスの人権に配慮しつつ、未然防止に繋げるため、投棄物の回収や清掃活動の強化を行うと共に、侵入防止策の強化など漁港の利用の確保に努める。 |
| 担当部室課 | 環境農林水産部水産課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善（３）福祉など関係機関との連携の確保 |
| 実施計画内容 | 〇撤去指導等の実施にあたり、施設管理者は早期の段階で巡回相談指導事業や福祉事務所、自立相談支援機関、市町村のホームレス自立支援施策担当部署等の関係機関と連絡・調整することにより、ホームレスを福祉サービスや保健医療施策等につなぐことができるよう努めます。 |
| （1）事業実績 | ○年に１度、福祉部局、巡回相談指導事業、市町村で、ホームレスの自立支援等についての会議を実施。○ホームレスを訪れる巡回相談指導事業から、ホームレスの社会復帰の意向や健康状態についての報告を受け、情報交換を行っている。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○巡回相談指導事業等関係機関と情報交換することにより、福祉サービスや保健医療施策への連携の円滑化が図れるとともに、ホームレスへの退去要請に役立てることができた。 |
| （3）課題・問題点 | ○ホームレスに対する現場での対応は、巡回相談指導事業はホームレスの福祉向上、施設管理者は施設からの退去とそれぞれの業務範囲や権限等が限られるため、退去につながらないケースが見られる。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○引き続き、関係機関と連携、協力し対応していく。 |
| 担当部室課 | 都市整備部公園課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善（３）福祉など関係機関との連携の確保 |
| 実施計画内容 | 〇撤去指導等の実施にあたり、施設管理者は早期の段階で巡回相談指導事業や福祉事務所、自立相談支援機関、市町村のホームレス自立支援施策担当部署等の関係機関と連絡・調整することにより、ホームレスを福祉サービスや保健医療施策等につなぐことができるよう努めます。 |
| （1）事業実績 | ○ホームレスの居住状況について、巡回相談指導事業等との情報交換を年１回もしくは随時実施している。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○巡回相談指導事業等との情報共有によって、適当な時期に指導を実施することができる。 |
| （3）課題・問題点 | ○福祉制度に不信感をもっているホームレスもおり、福祉関係機関と連携しても退去指導が困難な場合もある。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○引き続き、連絡会議や随時の情報提供により、福祉関係機関との情報共有に努める。 |
| 担当部室課 | 都市整備部河川室河川環境課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善（３）福祉など関係機関との連携の確保 |
| 実施計画内容 | 〇撤去指導等の実施にあたり、施設管理者は早期の段階で巡回相談指導事業や福祉事務所、自立相談支援機関、市町村のホームレス自立支援施策担当部署等の関係機関と連絡・調整することにより、ホームレスを福祉サービスや保健医療施策等につなぐことができるよう努めます。 |
| （1）事業実績 | ○年に１度巡回相談指導事業と情報交換会を開催。ホームレスと話をする度に、関係機関へ連絡し、情報共有を行った。（令和２年度～令和4年度はコロナ禍のため中止。）○巡回相談指導事業と合同巡視の実施。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○ホームレスが何を望んでいるかを共有し、対応を検討することができる。 |
| （3）課題・問題点 | ○合同巡視を行っても、ホームレスに会えないことが多い。○施設管理者としては、自前で対応できる施策がなく、対応に苦慮することがある。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○ホームレスに対する自立支援策がスムーズに進められるよう、ホームレス巡回相談指導員等との連携・情報交換を積極的に行っていく。○今後も引き続き巡回相談指導事業との合同巡視を行う。 |
| 担当部室課 | 都市整備部道路室道路環境課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善（３）福祉など関係機関との連携の確保 |
| 実施計画内容 | 〇撤去指導等の実施にあたり、施設管理者は早期の段階で巡回相談指導事業や福祉事務所、自立相談支援機関、市町村のホームレス自立支援施策担当部署等の関係機関と連絡・調整することにより、ホームレスを福祉サービスや保健医療施策等につなぐことができるよう努めます。 |
| （1）事業実績 | ○巡回相談指導事業及び関係市と連絡調整会議を開催し、ホームレスの所在情報等の共有を図るとともに、巡回相談指導事業及び関係市と連携し、粘り強く退去・社会生活復帰指導を実施した。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】〇施設管理者としての巡視による面談・指導に加え、専門性を有する巡回相談指導事業による定期巡回での面談・指導により、効果的な退去指導が期待できる。 |
| （3）課題・問題点 | ○就労意欲が乏しく、社会生活への復帰を望まないホームレスについては、巡回相談指導事業の支援効果がない場合もある。〇粘り強く指導した結果、一度退去するが、集団生活になじめない者は再度戻ってきている。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○巡回相談指導事業及び関係市と定期的に連絡調整会議を開催し、ホームレスの所在地情報等の共有化を図り、効果的な退去指導を実施する。 |
| 担当部室課 | 大阪港湾局 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善（３）福祉など関係機関との連携の確保 |
| 実施計画内容 | 〇撤去指導等の実施にあたり、施設管理者は早期の段階で巡回相談指導事業や福祉事務所、自立相談支援機関、市町村のホームレス自立支援施策担当部署等の関係機関と連絡・調整することにより、ホームレスを福祉サービスや保健医療施策等につなぐことができるよう努めます。 |
| （1）事業実績 | ○計画期間における管内の漁港でホームレスを確認した実績は０名であったため、関係機関と連携する場面がなかった。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○計画期間における管内のホームレスは０名であったため、関係機関と連携する場面がなかった。 |
| （3）課題・問題点 | ○特になし。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○今後漁港にホームレスを確認した場合は、巡回相談指導事業などホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、投棄物の回収や清掃活動の強化を行うことでホームレスの起居の場所となることを未然防止し、漁港の適正な利用の確保に努める。 |
| 担当部室課 | 環境農林水産部水産課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　９　地域における安全の確保等（１）地域安全活動の推進 |
| 実施計画内容 | 〇警察、市町村は施設管理者などの関係機関との連携によりパトロール活動を実施し、地域住民の不安感の除去と、ホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止に係る活動を推進します。〇警察は、地域住民等に不安又は危害を加える事案、ホームレス同士による暴行事件等に対しては、迅速かつ適切な措置を講ずるとともに、警戒活動を強化して再発防止に努めます。 |
| （1）事業実績 | ○各警察署において、関係機関と連携し地域住民の理解と協力の下に　　　・街頭活動を通じた地域住民の不安感の除去　　　・ホームレスに関係する事件等の防止に係る活動の推進等、地域の安全を確保するための活動を実施した。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○パトロール活動等を通じ、地域住民の不安感の除去、ホームレスが関係する事件・事故の防止を図った。 |
| （3）課題・問題点 | ○特になし。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○引き続き、地域住民の不安感を除去する活動を推進するとともに、ホームレスが関係する事件・事故に対しては、迅速かつ適切な措置を講じて再発防止に努めることとする。 |
| 担当部室課 | 公安委員会警察本部生活安全部生活安全総務課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　９　地域における安全の確保等（２）緊急に保護を必要と認められるホームレス等を発見したときの措置 |
| 実施計画内容 | 〇警察は、緊急に保護を必要と認められる者を発見したときは、「警察官職務執行法」(昭和23年法律第136号)等に基づいて一時的に保護し、その都度関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進します。 |
| （1）事業実績 | ○緊急に保護を必要と認められる者を発見したときは、法令に基づき一時的に保護し、都度関係機関に引き継ぐ等適切な措置を講じている。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○人権に配慮した適切な保護活動を実施した。 |
| （3）課題・問題点 | ○特になし。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○関係機関との連携をより一層強化し、保護を要するホームレスに対する適切な保護活動を推進する。 |
| 担当部室課 | 公安委員会警察本部生活安全部生活安全総務課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　10　民間団体等との連携（１）民間団体との連携 |
| 実施計画内容 | 〇地域におけるホームレスの状況や、自立支援に関する取組みについて民間団体との情報交換や意見交換を行い、ホームレスの自立支援に必要な連携体制の構築を図ります。 |
| （1）事業実績 | 〇支援の実施にあたり、社会福祉協議会や社会福祉施設等と連携を行い、定期的な会議により意見交換をした。また、地域への巡回では、住民や支援団体の協力により、ホームレスの情報を得られた。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○連携をしたことで、支援を継続することができた。○巡回することで、地域との関係も形成することができた。 |
| （3）課題・問題点 | ○地域によっては、住民や支援団体の情報がないことがある。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○今後も継続した連携が必要である。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　10　民間団体等との連携（２）民生委員・児童委員等との連携 |
| 実施計画内容 | ○民生委員・児童委員やＣＳＷを対象に、研修や会議においてホームレス自立支援施策に関する情報提供を行い、施策への理解の促進と自立支援に向けた協力を促進します。 |
| （1）事業実績 | ○ 民生委員・児童委員を対象とした会議等においてホームレス自立支援施策に関する情報提供を行った。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○民生委員・児童委員に施策への理解の促進をすることができた。 |
| （3）課題・問題点 | ○民生委員・児童委員以外の支援者に情報提供を実施することができなかった。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○引き続き民生委員・児童委員を対象とした会議等において、情報提供を行い、ホームレス及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を含む生活困窮者を対象とした自立支援施策への理解を促進し、生活困窮者の自立支援に向けた協力を促進する。〇重層的支援体制整備事業の研修や市町村地域福祉担当課長会議等において、ホームレスの施策への理解の促進と自立支援に向けた協力を促進する。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　10　民間団体等との連携（３）地域共生社会の実現に向けた取組みとの連携 |
| 実施計画内容 | 〇ホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上生活を脱却したホームレスが再び路上生活に戻ることがないように、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現することが必要です。地域共生社会の実現に向けた取組みとの連携を進めます。 |
| （1）事業実績 | ○市町村地域福祉担当課長会議において、ホームレスの自立支援に関する情報提供を行った。○重層的支援体制整備事業の研修と生活困窮者自立支援制度担当者会議を合同で実施した。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○市町村担当者へ向けて周知・協力依頼を進めることができた。 |
| （3）課題・問題点 | ○関係者に周知できる機会を確保することが課題である。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○地域共生社会の実現に向け、多様な民間団体等の連携を促進するため、重層的支援体制整備事業の研修や市町村地域福祉担当課長会議等において、今後も、関係者に向けて、機会をとらえて周知していく。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |